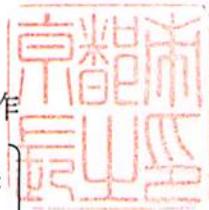


環 環 管 第 1 9 号
平成 29 年 2 月 1 日

株式会社大森エコサイクル
代表取締役 寺谷 儀平治 様

京都市長 門川 大作

〔担当 環境政策局環境企画部環境管理課
TEL: 075-222-3951〕



「(仮称) 株式会社大森エコサイクル一般廃棄物処理施設の設置事業」
に係る配慮書案に対する市長意見について

平成 28 年 10 月 11 日付けで提出されました標記配慮書案について、京都市環境影響評価等に関する条例第 13 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり環境配慮の観点からの意見を述べますので、本意見を勘案して、配慮書を作成してください。

(別添)

「(仮称) 株式会社大森エコサイクル一般廃棄物処理施設の設置事業」に
係る配慮書案に対する市長意見

京都市長

1 全般的な事項

当該施設からの排水の「水質」について、影響を受けるおそれのある環境要素に追加すること。

2 大気質

破碎機の排ガスが破碎処理棟内に充満する可能性があるため、換気方法を検討し、適切に対応すること。

3 騒音・振動

空気圧縮機の稼働により、騒音及び振動が発生するが、夜間の稼働に当たっては、更なる配慮を検討し、適切に対応すること。

4 悪臭

堆肥化施設からの悪臭の影響が懸念されるため、必要に応じ、適切に対応すること。

5 水質

河川に排水を放流するに当たっては、水質基準に適合するよう、適切に対応すること。

6 廃棄物

剪定枝葉に混入した異物など、配慮書案に記載されている以外の廃棄物も発生することが想定されるため、それらの一時保管場所及び処理方法について検討し、適切に対応すること。